

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：インドネシア国における水素社会の推進に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：インドネシア国における水素社会の推進に関する情報  
収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00635

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月2日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国における水素社会の推進に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年11月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

### (7) 部分払いの設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年10月8日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年10月8日 12時
3	質問への回答	2024年10月11日
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年10月18日 12時
5	プレゼンテーション	2024年10月23日 10時~12時
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年10月31日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：[http:// : forms.office.com/r/8LysLBgfek](http://forms.office.com/r/8LysLBgfek)

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていま

す。

## (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。

**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

## （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。



なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

(1) インドネシアにおける水素社会推進の現状・課題及び本調査の位置付け

インドネシア政府は2016年10月にパリ協定を批准し、同年11月にNationally Determined Contribution (NDC) を国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局に提出した。2021年の改訂版NDCでは、対策を実施しなかった場合と比べて、温室効果ガス (GHG) 排出量を2030年迄に国際社会の支援を受けながら43.2%削減する目標と共に、2060年迄のカーボンニュートラル達成を目標に掲げている。

インドネシアにおける2022年時点のGHG排出量は、発電部門243百万トン(全体比45%)、交通部門162百万トン(同30%)、産業部門101百万トン(同19%)、世帯部門25百万トン(同5%)、商業部門2百万トン(同0.3%)、その他4百万トン(同1%)となっている。GHG排出量全体の約45%を占める発電部門における脱炭素の取組と並んで、交通、産業、世帯・商業各部門におけるGHG排出量削減がNDCの達成には不可欠となっている。各部門におけるエネルギー転換を促進するために、水素社会の推進への期待が高まっている。また、多くの島から構成されるインドネシアにおいては、再生可能エネルギーの生産地と需要地が送電線で接続できないことによる、エネルギーキャリアとしての新エネルギー(水素・アンモニア)の重要性が極めて高い。

2023年12月、インドネシアエネルギー・鉱物資源省(MEMR)は国内初となる水素国家戦略を公表した。同戦略において、2060年のカーボンニュートラル目標を達成するためには低炭素・カーボンフリーの水素・アンモニアが重要な役割を果たし、インドネシアにおける水素社会の実現を通じて、世界のエネルギーシステムの脱炭素に貢献することが描かれている。

MEMRの推計によれば、2060年のベースケースとして新エネルギー(水素・アンモニア)の国内需要は年間約985万トン(内、産業約391百万トン、交通約113万トン、発電約459万トン、世帯約22万トン)を見込んでいる。MEMRの掲げる政策に基づき、国営電力会社PLNや国営石油会社Pertamina等が新エネルギー(水素・アンモニア)の市場創出に向けた取組を進めており、多くの本邦企業も調査・実証活動を通じて技術・経済面における検討を進めている。しかし、現状では経済性の課題を中心として商用化には至っておらず、今後の市場創出にあたっては政策・制度面や関連インフラ面で官民一体となり取組を加速させることが重要となっている。

本調査は、インドネシアにおける水素社会の推進について、政策・制度・規格、バリューチェーンの各方面で調査することにより、本邦企業の取組も踏まえた提案をインドネシア政府に行うことで、インドネシアの地理的特性・制約も考慮した多様なエネルギー源や技術を活用したエネルギートランジションを支援していくものであり、インドネシアの水素社会推進に向けた重要な取り組みに位置付けられる。

(2) インドネシアに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本調査の位置づけ

対インドネシア共和国国別開発協力量針（2017年9月）では、援助重点分野として「国際競争力の向上に向けた支援」を掲げ、環境への負荷の少ない水力等の再生可能エネルギーを活用した電力供給安定化に寄与する電源開発への支援を挙げている。また、JICA 国別分析ペーパー（2018年6月）では電力インフラ整備を含む「成長に向けたボトルネックの解消」を重点開発課題と位置づけており、本調査はこれら方針、分析に合致する。また、本調査は日本政府が推進する「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」及びアジア・ゼロエミッション共同体構想（AZEC）に資するものである。特に AZEC については、2024年8月に発表された第2回 AZEC 閣僚会合共同声明において発電、運輸、産業の各分野でのゼロエミッションを推進する3つのイニシアティブが立ち上がり、いずれにおいても水素・アンモニアの利活用が重視されている。加えて、本調査は国内エネルギー資源の活用による自立的発展促進の観点から、「自由で開かれたインド太平洋構想」における経済的繁栄の追求に資するものである。

※なお、JICA は、新エネルギー（水素・アンモニア）に関する協力を含む組織間連携につき以下の覚書を各機関と締結しており、本調査の推進は以下覚書における連携対象と位置付けられる。

- ① PLN とのエネルギートランジション連携に関する覚書（2022年11月）
- ② MEMR, 国立研究革新庁(BRIN), インドネシア燃料電池水素エネルギー協会(IFHE), IFHE との新エネルギー（水素・アンモニア）連携に関する覚書（2024年5月）
- ③ Pertamina とのエネルギートランジション連携に関する覚書（2024年8月）

## 第2条 調査の目的と範囲

本調査は、インドネシアにおける水素社会推進のための検討を行う。アウトプットとして、インドネシア側関係実施機関に対する各種提言を行い、今後の各実施機関との新規協力プログラムの提言を行う。また、将来の提言実現に向け、日尼官民関係者のプラットフォームの設立に係る活動も平行して実施する。

## 第3条 調査実施の留意事項

- (1) 本調査は前例の無い検討・取組や、多くのステークホルダー巻き込み、新規性のある調査・提案を行うことが求められている。日本・インドネシア双方の主要関係機関や関係企業と緊密に連携をし、調査のアウトプットを随時そのプロセスの中で関係者間に共有・報告しつつ、フィードバックを受けブラッシュアップしていく。

## 第4条 調査の内容

### I. インドネシアにおける水素社会推進のための政策、法律・制度、規格面に関する検討

(1) インドネシアにおけるカーボンニュートラル達成に向けた水素社会推進のコンセプト・アプローチ及び新エネルギー（水素・アンモニア）の優位性<sup>3</sup>

- インドネシアにおいて、カーボンフリーの水素・アンモニアがエネルギー源として有効活用できる分野の特定
- 他国との比較において、インドネシアの自然・地理的条件を踏まえたカーボンニュートラル達成に向けたコンセプトとアプローチの長所・短所について、新エネルギー（水素・アンモニア）を中心に、既存資料も活用しつつ整理する。

(2) インドネシアにおける水素社会推進に関する政府及び民間企業の最新動向の確認、整理。

- ① **インドネシア政府・民間企業の最新動向の確認**：新エネルギー（水素・アンモニア）に関する最新のインドネシア政府の政策・計画について、既存の調査結果等もレビューしつつ、確認、分析を行う。また、インドネシア国営企業や民間企業による製造、輸送、利用、水素ステーションに関する実証事業についての課題抽出・整理を行う。机上調査に加え、インドネシア政府の実施するパイロットプログラムの現場視察や政府関係者・事業者等との面談を通じて、政府及び民間企業の最新動向の調査を行う。
- ② **他ドナーの取組の確認**：他のドナー国政府や援助機関の新エネルギー（水素・アンモニア）分野での取り組み状況について確認・整理する。
- ③ **日本政府の政策、日本企業のニーズの確認**：日本政府の新エネルギー（水素・アンモニア）分野での政策・計画について、既存の調査結果等もレビューしつつ、確認、分析を行う。また、本邦企業による製造、輸送、利用、水素ステーションに関する【国内外での】実証事業についての課題抽出・整理を行う。
- ④ **日尼連携の有望な領域を特定**：上記調査結果を踏まえ、日尼連携による取り組みニーズの高い領域を特定する。
- ⑤ **広報・JICA HP 等での発信**：整理した結果は、広く一般に対してインドネシアにおける水素社会推進の最新動向に関する認知・理解度を高める目的で、JICA HP での発信やインドネシア政府が公表出来るように対応する。

(3) インドネシアにおける水素社会の推進に必要な政策、法律・制度、規格、促進プログラム、需給予測・価格推移に関する検討<sup>4</sup>。

- ① **政策、法律・制度**：他国事例に倣い、長期エネルギーミックスにおける位置づけを考慮しつつ、市場創出の初期段階に必要な振興政策、法律・制度のオプションの比較検討を行う（値差補填制度や新エネルギー売買市場設計等）。

<sup>3</sup> プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項。インドネシア国内においても水素社会の推進に必要なコンセプト・ストーリーの提示が重要であり、特に何故インドネシアが新エネルギー（水素・アンモニア）を取り組むべきなのかについて初期的仮説と本調査におけるポイントをご提示ください。

<sup>4</sup> プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項。インドネシアにおける新エネルギー（水素・アンモニア）は市場創出の初期段階にあり、足元では長期的視点を持ちつつ、段階的に必要な各種整備を行うことが重要であり、その考え方の初期的仮説と本調査におけるポイントをご提示ください。

- ② **規格**：製造、輸送・輸出、利用面で必要な規格について、整備する時間と共に整理する。その際、将来における海外・日本への輸出可能性も加味し、国際水準規格を考慮する。
- ③ **促進プログラム**：政府支援基金・サポートファシリティや新エネルギー（水素・アンモニア）特区など、①に付加して市場創出のために必要なプログラムを検討する。その際、他国事例や他ドナー支援事例についても参照する。
- ④ **需給予測・価格推移**：MEMR等インドネシア側政府関係機関が算定する需給予測・価格推移についてレビューを行う。その際、関係者とよく協議の上、幾つかのシナリオ分析も行う。

## II. インドネシアにおける水素社会推進に必要な新エネルギー（水素・アンモニア）のバリューチェーン構築に関する検討

(1) インドネシアに影響を及ぼすグローバルな新エネルギー（水素・アンモニア）の市場動向の分析。

- インドネシアの市場創出における影響を考慮しつつ、アジアにおける新エネルギー（水素・アンモニア）の市場動向に関し分析を行う。将来的な輸出先として見込まれる日本、シンガポール、韓国や、競合となりうるマレーシア、フィリピンなど。

(2) 新エネルギー（水素・アンモニア）推進の主要拠点や必要インフラの検討。

- ① Pertamina、PLN、国営肥料会社 Pupuk が検討中の候補パイロットプログラムについて、の情報収集・分析を行う。
- ② 新エネルギー（水素・アンモニア）推進の主要拠点や必要インフラの検討。新エネルギー（水素・アンモニア）の国内製造拠点の適地について、以下主要検討項目に関する検討、分析を行う。その際、机上調査に加えて現地調査も行い、日本・JICA 支援のアプローチ案に関するインドネシア主要機関や本邦企業との意見交換を行う。

### 〈主要検討項目〉

- (ア) 水素・アンモニアのバリューチェーンコスト分析（製造、輸送、貯蔵等）
- (イ) 製造最適化に関する分析。製造・電解装置、水力・地熱等再エネ利活用の最適な技術、コストを分析。地方経済活性化、格差是正の観点も加味。
- (ウ) 必要インフラの検討（パイプライン、輸送船、貯蔵、港湾、道路、貨物鉄道等）
- (エ) ロジスティクス・輸送ルートの検討・分析。
- (オ) 規制・制度に関する分析。インドネシア国内規制、輸出想定先国側の規制。
- (カ) 環境社会配慮面の検討・分析。

なお、本環境社会配慮面の検討・分析は現地再委託を可とする。その仕様等は次のとおり。

	項目	仕様	数量	見積取扱
1	新エネルギー（水素・アンモニア）関連候補パイロットプログラムについての環境社会配慮面の検討・分析	- 水素・アンモニアの製造や輸送に関し一般的に必要な環境影響や社会配慮面での初期的調査。	一式	定額計上

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- JICA環境社会配慮ガイドラインも参照のこと。</li> <li>- 具体的な検討は PLN, Pertamina, Pupuk それぞれと調査の中で協議・調整を行う。</li> </ul>		
--	--	--	--	--

(キ) 輸出先市場に関する分析。日本やシンガポールにおける市場・需要動向。

(3) 新エネルギー（水素・アンモニア）の産業、交通、電源利用の商用化・市場創出に向けた課題検討。

- MEMR が策定予定の水素ロードマップや、本調査を通じて検討する新エネルギー（水素・アンモニア）日本・インドネシア連携ロードマップを踏まえ、産業、交通、電源利用の商用化・市場創出に向けた課題を分析、検討する。また、ロードマップを踏まえたアクションプランを策定する。

### III. インドネシアにおける水素社会推進のための日本・インドネシア連携に関する検討

(1) 新エネルギー（水素・アンモニア）日本・インドネシア連携ロードマップの検討<sup>5</sup>。

- 上記(1)、(2)における各活動での成果及びフィードバック等を踏まえ、新エネルギー（水素・アンモニア）日本・インドネシア連携ロードマップを検討する。
- MEMR が策定予定の水素ロードマップを分析の上、日本とインドネシアが連携して水素社会を築く為のロードマップを策定する。その際、日尼政府・企業関係者とよく協議の上、本邦企業や日本政府及び関係機関の役割を明示する。

(2) 新エネ推進のための日尼官民関係機関のプラットフォーム構築<sup>6</sup>。

- インドネシア主要機関である MEMR、BRIN、IFHE、PLN、Pertamina、Pupuk やインドネシア地場企業、そして本邦企業、日本政府・政府機関、大学等との連携プラットフォーム案を提言する。
- インドネシアにおいて、大規模フォーラムを3回、中小規模でのテーマごとのワークショップを3回開催する。また、日本において、中小規模でのテーマごとのワークショップを2回開催する。情報交換・意見発信を相互に可能な体制を検討し、その構築を支援する。

(3) インドネシア側関係者の本邦招へい及び日本側関係者のインドネシア派遣を通じたネットワーキングの促進。

- インドネシア主要機関である MEMR、BRIN、IFHE、PLN、Pertamina、Pupuk らの

<sup>5</sup> プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項。多くの日本企業が実証や調査を進めるなかで、日本企業が特に強みを有する分野を活かしつつ、日本政府や JICA などの政府系機関の果たすべき役割について初期的仮説と調査におけるポイントをご提示ください。

<sup>6</sup> プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項。日尼官民関係機関のプラットフォームを構築するに際しての主要なプレイヤー・役割や、効果的な取組方法についての初期的仮説や調査におけるポイントをご提示ください。

本邦招へいを2回行う。対象人数は各回10名程度の想定で、候補者は事前に関係者間で協議・検討の上決定する。本邦招へい時の視察先についても、インドネシア主要機関側のニーズを踏まえつつ、視察候補先とよく調整の上、決定する。

- 日本政府関係者等のインドネシアへの派遣、現地協議・視察のアレンジを行う。

#### IV. 新規協カプログラムへの提言について<sup>7</sup>

- 上記I.～III.の活動及び分析を踏まえ、どのような日本・JICAによる支援のアプローチがあり得るか、オファー型協力としての形成可能性も念頭に置いた検討及び提言を行う。また、検討に際しては実施中のJICA技術協力「インドネシア国エネルギーtransitionマスタープラン策定支援プロジェクト」（2024年2月～2026年2月）や派遣中のPLN、MEMR向けエネルギーtransition支援専門家（2024年5月～2026年5月）とも協議・連携する。
- 加えて、既存のODAスキームによる検討に留まらず、民間企業視点での政策・制度上の課題やバリューチェーン構築上のボトルネックを考慮の上、JICAと民間企業との「共創」（案件発掘・検討のプロセスにおける民間のリソース・ナレッジの巻き込み）を通じて、開発途上国の開発課題の解決を共に目指すアプローチを試みる。広く官民連携の可能性を検討し、民間企業の革新的な技術の取り込みや、国際的な気候ファイナンススキームや支援策を取り込み、それらの活用可能性について分析・提言を行う。

#### 第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（日・英）とする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

また、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

下記提出時期は目安であり、提案者は適切な調査行程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

No.	レポート等の名称	提出時期	部数・形式
1	インセプションレポート（日・英）	2025年2月28日	和文3部（簡易製本）、 英文6部（簡易製本）、 データ
2	インテリムレポート（日・英）	2025年9月30日	和文3部（簡易製本）、 英文6部（簡易製本）、 データ
3	ドラフトファイナルレポート（日・英）	2026年1月30日	和文3部（簡易製本）、 英文6部（簡易製本）、 データ

<sup>7</sup> プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項。新規協カプログラムへの提言について、調査後の具体的な事業化に向けた検討とするための現時点で想定する重要なポイントとなる考え方をご提示ください。

4	ファイナルレポート（日・英）	2026年2月27日	和文3部（製本版）、英文12部（製本版）、CD-R 7部
---	----------------	------------	------------------------------

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

別紙2：報告書目次案



**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項**  
**(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	インドネシアにおけるカーボンニュートラル達成に向けた水素社会推進のコンセプト・アプローチ及び新エネルギー(水素・アンモニア)の優位性に関する初期的な仮説。	第4条調査の内容I.(1)
2	インドネシアにおける水素社会の推進に必要な政策、法律・制度、規格、促進プログラムに関する検討について、インドネシア国家水素戦略(2023年12月公表)及び日本や他国の先行事例も一部参照しながら、本調査において重要なポイントとなる考え方や検討の進め方。	第4条調査の内容I.(3)
3	新エネルギー(水素・アンモニア)日本・インドネシア連携ロードマップの検討について、二国間連携で同分野を長期的ビジョンと短期的成果の双方を意識した取組とする際に重要となる考え方や検討の進め方。	第4条調査の内容のIII.(1)
4	日尼官民関係機関のプラットフォーム構築について、ステークホルダーの巻き込みに関する取組方法や、重要なポイントとなる考え方。	第4条調査の内容III.(2)
5	新規協力プログラムへの提言について、調査後の具体的な事業化に向けた検討とするための重要なポイントとなる考え方。	第4条調査の内容IV

## 報告書目次案

業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記項目①～⑧に関する調査結果、⑨のセミナー開催報告書を含むものとする。

### 1. 要約

### 2. 調査結果

#### I. インドネシアにおける水素社会推進のための政策、法律・制度、規格面に関する検討

- (1) インドネシアにおけるカーボンニュートラル達成に向けた水素社会推進のコンセプト・アプローチ及び新エネルギー（水素・アンモニア）の優位性。
- (2) インドネシアにおける水素社会推進に関する政府及び民間企業の最新動向の確認、整理。
- (3) インドネシアにおける水素社会の推進に必要な政策、法律・制度、規格、促進プログラム、需給予測・価格推移に関する検討。

#### II. インドネシアにおける水素社会推進に必要な新エネルギー（水素・アンモニア）のバリューチェーン構築に関する検討

- (1) インドネシアに影響を及ぼすグローバルな新エネルギー（水素・アンモニア）の市場動向の分析。
- (2) 新エネルギー（水素・アンモニア）推進の主要拠点や必要インフラの検討。
- (3) 新エネルギー（水素・アンモニア）の産業、交通、電源利用の商用化・市場創出に向けた課題検討。

#### III. インドネシアにおける水素社会推進のための日本・インドネシア連携に関する検討

- (1) 新エネルギー（水素・アンモニア）日本・インドネシア連携ロードマップの検討。
- (2) 新エネ推進のための日尼関係機関のプラットフォーム構築。
- (3) インドネシア側関係者の本邦招へい及び日本側関係者のインドネシア派遣を通じたネットワーキングの促進。

#### IV. 新規協力プログラムへの提言について

### 3. 付属資料

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：新エネルギー（水素・アンモニア）、再生可能エネルギー開発

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

##### ➤ 業務主任者／〇〇

業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：東南アジア地域特にインドネシア

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年11月～2026年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約41.63月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務4.80人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、新エネルギー（水素・アンモニア）・再生可能エネルギー開発、エネルギー市場・政策、エネルギー経済・財務分析等の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全39回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 新エネルギー（水素・アンモニア）関連候補パイロットプログラムについての環境社会配慮面の検討・分析

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特に無し

2) 公開資料

- インドネシア国家水素戦略（2023年12月）

[Direktorat Jenderal EBTKE – Kementerian ESDM](#)

※インドネシア語のみが公表されており、適宜英語機械翻訳等を活用し参照ください。

(5) 対象国の便宜供与

No	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。会議においては、CP によっては通訳が必要な場合があります。また CP から受領する資料によっては翻訳が必要な場合があります。

#### （6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**143,444,000円(税抜)**

※上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

## (4) 定額計上について

**■本案件は定額計上があります(35,808,000円(税抜))。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮面の検討・分析に係る経費	第2章第4条調査の内容II.(2)(カ)	6,000,000円	水素・アンモニア関連候補パイロットプログラムについての環境社会配慮3か所	現地再委託費
2	フォーラム・ワークショップ開催費	第2章第4条調査の内容III.(2)	10,000,000円	1. インドネシアにおける大規模フォーラム開催費3回分(750万円想定)及び中・小規模ワークショップ開催費3回分(150万円想定) 2. 日本国内における中・小規模ワークショップ開催費2回分(100万円想定)	一般業務費(セミナー等実施関連費)
3	本邦招へいにかかる経費(2回想定)	第2章第4条調査の内容III.(3)	19,808,000円	・報酬 事前業務:(3号0.4人月+5号1人月)×2回(提案は認めない) 同行:(3号0.5人月+5号0.5人月)×2回(招へい内容を踏まえ提案、見直し可) ・直接経費 6,700,000円	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上